

## 神奈川工科大学看護医療棟整備事業 認証評価書の内容

平成 28 年 3 月 22 日付けで交付した認証評価書の内容は、以下のとおりです。

### 1 事業の概要

事業の名称	神奈川工科大学看護医療棟整備事業
事業の実施者	学校法人幾徳学園
事業の実施区域	厚木市下荻野 1030 番地 1 他 8 筆
事業の規模	延べ面積 5,940.89 m <sup>2</sup>

### 2 環境共生の取組の評価結果

代表指標	取組の評価結果
緑化率	20.1%
エネルギー削減率	34.0%
CO <sub>2</sub> 削減率	19.0%

個別指標	取組項目数	目標項目数
目標 1	6	4
目標 2	9	8
目標 3	2	2
目標 4	4	3

### 3 環境共生の取組の継続・維持管理方針

本認証評価書に掲げる環境共生の取組については、「県央・湘南都市圏環境共生モデル都市づくり推進要綱」の趣旨を踏まえ、適正に継続・維持管理が図られるよう努めるものとする。

また、本事業により整備する施設等を譲渡などにより第三者へ承継する場合、承継する者に対し、本認証評価書に基づく環境共生の取組を可能な限り継続していくよう通知するとともに、速やかに県に対して申し出るものとする。

#### 4 環境共生の取組の実施内容

##### 【目標1】自然が有する機能・魅力を生かした都市づくり

分野	実施項目（個別指標）	実施内容
土地	大幅な土地形状の変更を抑制する	・既存の土地形状を生かし、大幅な土地形状の変更は行わない。
	地域の風の流れに配慮した土地利用及び建物配置とする	・建築物の高さ・形状、建築物間の隣棟間隔を工夫し、風下となる地域への風通しに配慮する。
みどり	気候緩和のための計画的な緑地を配置する	・冬場の防風を考慮し、建物の北側に「キンモクセイ（モクセイ科）」「シラカシ（ブナ科）」等の常緑樹を植樹する。
	地域・地区の特性、生態系に配慮した緑地を整備する	・地域に適した樹木であるカツラ、シラカシ、ヤマボウシ等を植樹する。
	シンボリックな大径木を保全する	・大学のシンボルとなるヒマラヤスギの大木を保存する。
	緑とふれあえる場を整備する	・建物の北側にベンチで休憩できる小公園を整備し、利用者が緑とふれあえる場を提供する。

##### 【目標2】環境への負荷を低減する都市づくり

分野	実施項目（個別指標）	実施内容
水	上水道の節水設備を導入する	・節水コマ、自動水栓、節水型便器などの節水器具を導入し、水の省資源化を図る。
	（その他、敷地内での水資源の有効対策を講じる）	・井水を建物内すべての給水（飲用・手洗い・トイレ等）に利用する。
エネルギー	省エネ型の照明、空調換気、給湯設備及び動力設備を導入する	・LED照明を採用するとともに、人感センサーによる照明制御を行うほか、高効率の空調設備機器や全熱交換器を採用してエネルギー使用量の抑制を図る。
	（その他、エネルギー利用の効率化・合理化に係る取組を実施する）	・ロビーの空調に深夜電力利用の蓄熱システムを採用し、電力ピークカットに貢献する。
資源循環	耐久性や更新性の向上など、建築物の長寿命化にかかる措置を講じる	・建築基準法に定められた基準値の1.25倍の耐震性を確保する。
	設備の維持管理対策・更新性等の措置を講じる	・事務室等はOAフロアを採用し、将来の可変性に配慮する。
	建築物、外構等にリサイクル材を使用する	・内装にビニル床シートやカーペットタイルなどのリサイクル材を使用する。
	ごみ分別収集システムを導入する	・建物1階にごみ集積所を設け、ごみの分別収集を行う。
	建築物を木造化・木質化する	・2階ラウンジ等の床にウッドデッキを採用し、建物の木質化を図る。

【目標3】環境とのバランスのとれた交通計画による都市づくり

分野	実施項目（個別指標）	実施内容
交通	自転車・歩行者空間を整備する	・敷地西側の正門から建物出入口まで自動車交通と分離された安全な歩行者空間を確保する。
	公共交通への近接性を確保する	・事業実施箇所は最寄のバス停「神奈川工科大学前」から徒歩約1分の場所に位置している。

【目標4】地域アメニティを創出する都市づくり

分野	実施項目（個別指標）	実施内容
地域アメニティ	地域景観に配慮し、電線の地中化や建築物等の高さ、形状、色等の工夫をする	・建物の北側を一部ピロティ形式とするとともに、外壁の色彩はグレーを基調とし、周辺建物との調和を図る。 ・景観への配慮として、電線類の地中化を行う。
	災害時に利用出来るような施設を適切に配置する	・市の指定避難場所として、災害時には1階の看護学科実習室（ベッド40台設置）を利用し、救命医療活動ができるよう計画している。
	利用者が安心して過ごせるよう、地域の防災・防犯対策に係る取組を実施する	・災害時の対策として井水利用設備を整備する。
	高齢者、障害者等に配慮した建築物、歩行空間等を整備する	・階段に手すりを設けるとともに、車いす使用者が円滑に利用できるエレベーターやトイレを整備するなど、バリアフリーに配慮する。